

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

協同組合トピア発行の『トピア商品券』について

平素は、ご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

協同組合トピア発行の『トピア商品券』につきましては、平成30年9月30日(日)をもちまして利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項等の規定に基づき、トピア商品券の払戻しを実施させていただきます。

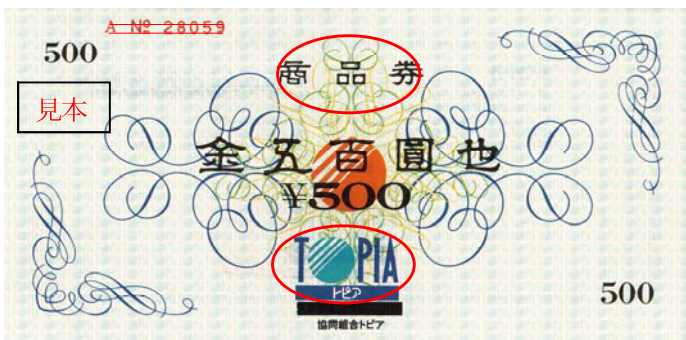
未使用の『トピア商品券』をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻し対象となる商品券について

下記掲載のとおり、表面に商品券、表面と裏面に「トピア」、「TOPIA」と記載されている額面500円の商品券

(表 面)

(裏 面)



2. ご利用終了日

平成30年9月30日(日)

3. 払戻し期間

平成30年10月2日(火)～平成30年12月31日(月)

※上記払戻し期間内に申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますので、ご注意ください。

4. お申し出方法及び払戻し方法

協同組合トピア事務局商品券払戻し係に未使用のトピア商品券を持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

※持参できない場合

- ・ お申し出される方の住所、氏名、連絡先を協同組合トピア事務局 商品券払戻し係まで電話にてご連絡ください。
- ・ ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「トピア商品券払戻し申請書」を郵送いたします。払戻し申請書に必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用のトピア商品券を同封のうえ、協同組合トピア事務局商品券払戻し係宛に返信してください。返信された払戻し申請書記載内容と未使用のトピア商品券を確認し、指定口座へトピア商品券額面の合計金額を振り込みます。(返信用の切手代、振込手数料は、当組合にて負担します。)

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日当日(平成30年12月31日(月))消印のものまでが有効となります。

- ・ 明記された個人情報、本件払戻し事項以外には使用いたしません。

5. 連絡先・お問い合わせ先

- ・ 協同組合トピア事務局 商品券払戻し係

〒711-0921 岡山県倉敷市児島駅前2丁目35番 ☎(086)473-7630

※受付・照会時間は、水曜日を除く午前11時00分から午後5時00分まで